

Press Release

~安心して働ける信州のために~

長野労働局 発表 06-52 令和 6年 12月 16日 【照会先】

長野労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 指導係長

二神 充野口 綾子

(電話) 026 (227) 0125

報道関係者 各位

年次有給休暇取得促進「ご当地キャンペーン」を実施します

~休み方を考える人は、働き方を考える人。~

長野労働局(局長 三浦 栄一郎)は、労働時間設定改善法に基づき、政府目標の年次 有給休暇の取得率 70%以上(2028 年)を目指し、県内主要 58 駅において、ご当地オリジナルポスターの駅貼り広告を展開し、通勤・通学で電車を利用する方々に、年次有給休暇を活用した新しい働き方・休み方を提案、さらなる働きやすい職場環境づくりを推進いたします。

長野県の年休取得率(2022 年)は <u>55.3%と全国平均 62.1%を下回っており、</u>積極的な休暇取得を促進するため、周知啓発へのご協力をお願いいたします。

【キャンペーン実施事項】

- ・12月16日~1月5日の間、県内の 主要58駅(JR長野駅等)でご当地 ポスター広告を展開。
- ・12月16日、信濃毎日新聞に広告を掲載。
- ・県内の労働基準監督署、公共職業安定 所、地方自治体、労使団体等において、 ご当地年休取得促進ポスター・リーフレットを 掲示・配布。

※ご当地年休取得促進ポスターは、長野労働局が、「温泉に入るサル」として世界的にも有名な山ノ内町の「スノー・モンキー」をテーマに、長野県での休みやすい雰囲気づくりのために作成したものです。







年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除い た残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる 制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予 定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日物 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5⊟

事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

5⋴

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2)活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班·グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

○○株式会社と○○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する○○○○年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。 なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。 前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。 〇〇〇〇年〇月〇日 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

○○労働組合 執行委員長 ○○○○

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は 『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進 特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、 年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。 労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。